

診療所スタッフ強化塾
保険診療を理解する
法律・ルールとキーワード

世界に冠たる 「医療保険制度」と 「健康保険法」を知る

河合吾郎 河合医療福祉法務事務所/行政書士・社会福祉士

かわい・ごろう ●静岡県浜松市生まれ。中央大学経済学部卒業。2001年社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院に入職し、医事課・医療情報センター・経理課などを経験。在職中に行政書士・社会福祉士・個人情報保護士などを取得し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行うことで地域医療の発展に貢献することを目指している

今回は医療保険制度と健康保険法の大枠についてお話しします。最初に前者の特徴を紹介いたします。

医療保険制度の種類と特徴

わが国の医療保険は、会社員等の被用者を対象とした被用者保険制度〔健康保険(健保)、共済保険(共済)、船員保険(船保等)〕と、自営業者等を対象とした国民健康保険制度、75歳以上の高齢者に適用となる後期高齢者医療制度の3つに分けることができます。特徴としては次の3つが挙げられます。

- 国民皆保険制度
すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。
- 現物給付制度
医療行為(現物)が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。
- フリーアクセス
自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

健康保険法

次に健康保険法についてですが、

範囲が広いので、一部抜粋して紹介します。

わが国の医療保険は、1922年に制定された健康保険法から始まります。同法は、労働者災害補償保険法が制定される47年まで、業務上の事由も保険給付の対象としていました。当時は小規模な事業所が多かったため、被災労働者に対する事業主の補償責任を、保険制度が代わりに行っていたのです。もちろん現在は「この法律は労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うい、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」とあるとおり、病气やけがでも業務災害で生じた場合、保険給付は行われず、労災保険の適用になります。また、配偶者や子どもは被扶養者と定義され、彼らの病气やけがについても保険給付でカバーされます。

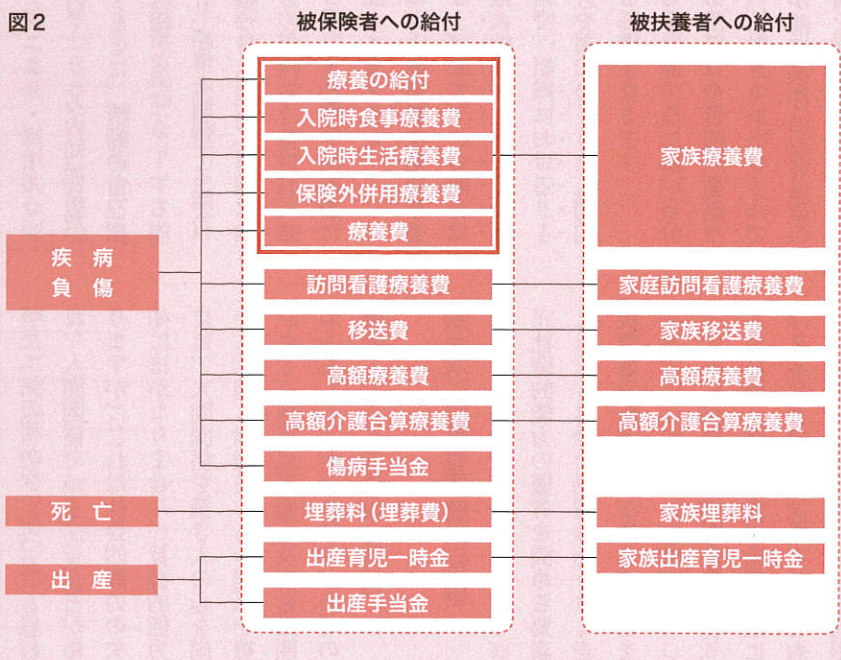
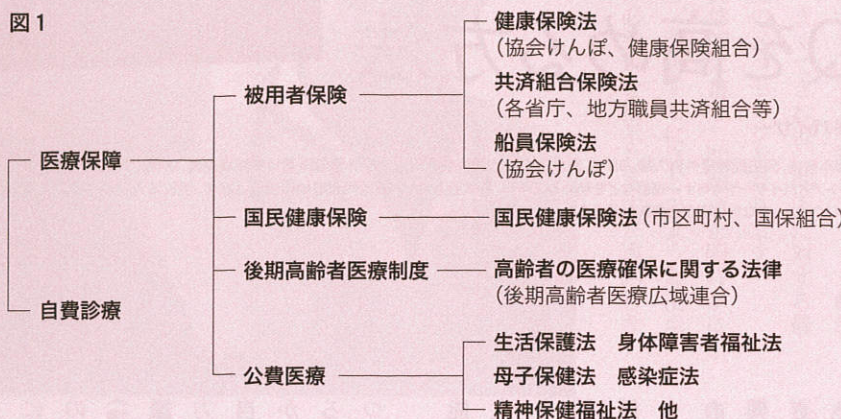
健康保険の保険者についてですが、これには協会が行う協会管掌健康保険(通称「協会けんぽ」と保険組合が行う組合管掌健康保険の2つがあります。自営業者は国民健康保険法、船員は船員保険法、公

務員は共済組合保険法、後期高齢者は高齢者の医療確保に関する法律で規定されています(図1)

健康保険の加入は原則として事業所単位で行いますが、事業所には法律によって加入が義務付けられている強制適用事業所と、任意で加入する任意適用事業所の2つがあります。前者は、①国・地方公共団体または法人の事業所で、常時従業員を使用するもの、②個人経営で適用業種の事業の事業所で、常時5人以上の従業員を使用するものとされています。

事業所を退職する際には健康保険から外れることになるのですが、在職中と同様の保険給付が受けられる任意継続被保険者という制度もあります。これには、資格喪失前日まで継続して2カ月以上被保険者であり、喪失日から20日以内に保険者に申し出ることなどの条件があります。

保険給付には、さまざまな種類がありますが、大きく現物給付と現金給付の2つに分けられます(図2)。現物給付とは、被保険者または被扶養者が、保険医療機関等で診療費を支払うことなく療養を受けて、保険者が医療機関にそ



の費用を払う仕組みの療養給付を言います。現物給付と現金給付は次の通りになります。

●現物給付
療養の給付/入院時食事療養費

入院時生活療養費/保険外併用療養費/療養費/訪問看護療養費

現金給付
移送費/高額療養費/高額介護合算療養費/傷病手当金/埋葬料

費/出産育児一時金/出産手当金
健康保険法では保険診療や保険調剤についても規定しており、これらを行うには、開設者が厚生労働大臣に申請し、指定を受けなければなりません。保険医療機関や保険薬局の指定は、指定の日から起算して6年を経過した段階でその効力を失います。ただ、個人開業医等は指定効力失効前6カ月から3カ月までの間に、別段の申し出がないときは、指定の申請があったものとみなされ、保険医療機関等の指定の更新が行われます。

医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の自己負担額を超えた分は払い戻される高額療養費制度がありますが、健康保険法ではこれについても規定があり、年間の医療保険と介護保険の自己負担が著しく重くなった場合に、負担を軽減する高額介護合算療養費制度も同様です。

高額療養費制度など診療所では患者さんに案内する機会はありませんが、重要な制度ですので是非一度目を通して把握しておきましょう。

健康保険法は範囲が広く、ここに挙げた条文以外にも押さえておきたいポイントがたくさんあります。医療機関の運営に関わる部分については特に確認してください。